

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年10月16日付けで提起した葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）に対する不作為に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和3年7月31日、不作為庁は、審査請求人から、同人の母のY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟のZを同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。
- 2 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年9月29日、「請求人母につき、請求人母に係るAにおける就職活動についてタクシー移送にかかる費用を給付せよ」と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書①」という。）をファクシミリで送信した。
- 3 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年10月3日、「不作為庁は住宅修繕費を支給するとの決定をせよ」と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件

申請書②」という。)をファクシミリで送信した。

- 4 審査請求人は、令和5年10月16日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書①及び②に係る申請(それぞれ「本件申請①」、「本件申請②」といい、両者を合わせて「本件各申請」という。)につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した(以下「本件審査請求」という。)
- 5 不作為庁は、令和5年10月20日、本件申請①を却下することを決定し、請求人母宛に通知した(5葛福東第351号)。
- 6 不作為庁は、令和5年11月1日、本件申請②について、住宅維持費の支給を決定し、請求人母宛に通知した(5葛福決第111910号)。
- 7 審査請求人は、令和5年11月7日付で、審理員に対し、本件審査請求につき、審査請求の趣旨に、「本件申請につき不作為庁は、本件各申請を容認する処分をせよ」との請求を追加し、請求の理由に「当該申請は認容されるべきものである」を追加する旨記載された「補正書」を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件各申請につき、相当な期間が経過しても未だ処分がなされない。本件各申請は容認されるべきものである。

そこで、不作為庁は本件各申請につき、何らかの処分をせよとの裁決を求める。

また、不作為庁は、本件各申請につき申請を容認する処分をせよとの裁決を求める。

処分庁はすでに処分済みである旨主張するが、法第24条第6項が求める理由明示が十分でなく、当該処分は無効である。また、法第24条第6項は実施機関の「専断或いは恣意的裁量による処理乃至遷延」を防止するためにあり、その理由は目的達成の上で合理的かつ妥当なものでなければならぬと解するのが相当である。

却下裁決となる場合でも、本案の検討を求める。

2 不作為庁の主張

(1) 本件申請書①について

不作為庁は、令和5年10月20日付で、本件申請①を却下することを決定し、請求人

母宛に郵送で通知した（5葛飾福東第351号）。

(2) 本件申請書②について

不作為庁は、令和5年11月1日、本件申請②の住宅維持費として78,100円を同月10日に支給する決定をし、これを請求人母宛に通知した（5葛福決第111910号）。

(3) 以上のとおり本件各申請に対する処分が行われており、不作為は存在しないことから、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 判断

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解される所、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

(2) まず本件申請①については、不作為庁が、事案の概要5のとおり、令和5年10月20日付けで却下処分を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、本件申請①に係る審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

- (3) 次に、本件申請②については、不作為庁が、事案の概要6のとおり、令和5年11月1日付けで一時扶助決定を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、本件申請②に係る審査請求も、審査請求の利益がなく不適法である。

- (4) なお審査請求人は、本件処分につき、法第24条第6項が求める理由明示が十分でなく、無効である旨主張するが、法に基づき保護の実施機関がなした処分に不服がある場合には、東京都知事に対して審査請求をするものとされている（法第64条）ため、本件処分そのものの違法不当については判断しない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月23日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。